

# 特定事業所※の安全対策

## ～特定事業所に義務付けられる安全規制～

特定事業所には、施設の配置規制や、異常現象の通報義務、事業所に応じた防災業務を定める防災規程の作成など、法律により厳しい規制が義務付けられ保安体制の充実が図られています。

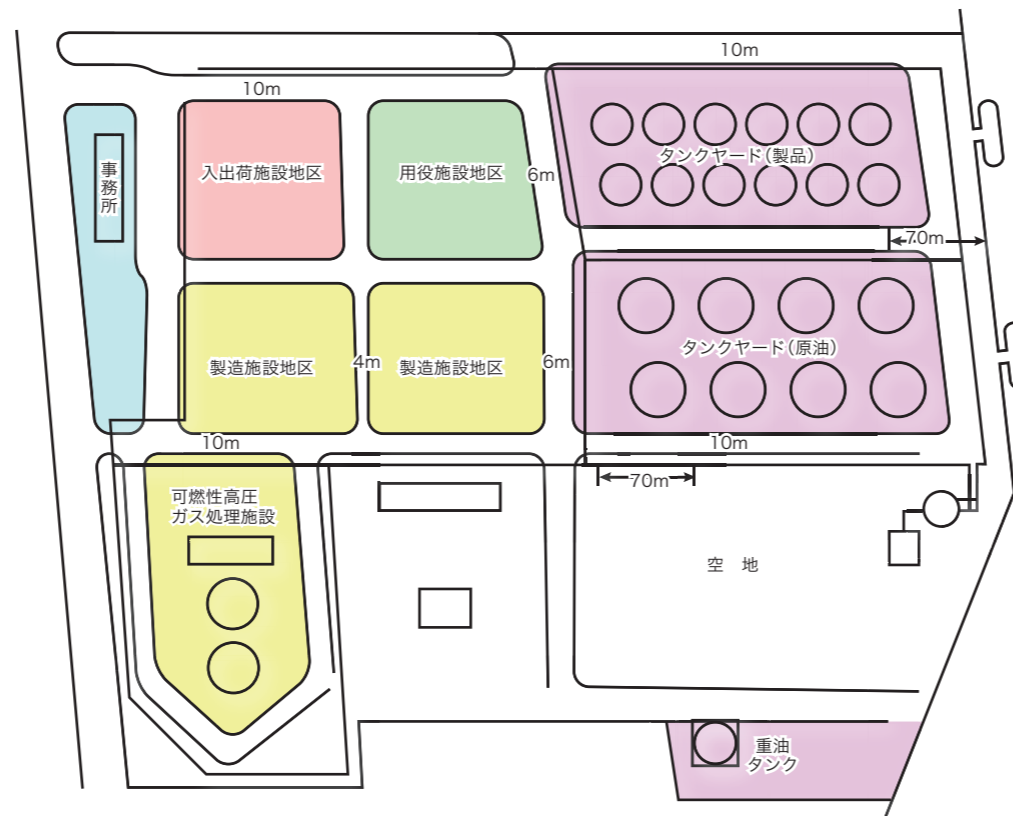
※特定事業所とは、石油や高圧ガスを多量に扱う、法律で指定を受けたコンビナートの事業所を言います。

### 配置(レイアウト)規制 【安全規制】

石油関係(市町村(消防局)で許可)、高圧ガス関係(都道府県で許可)「施設」は個々の法律で安全に規制されています。

コンビナートでは、さらに、事業所の構内を用途別に分け、安全規制を行っています。

石油と高圧ガスを扱う特定事業所(配置規制の例)  
安全に扱うために、用途地区(エリア)ごとに施設を分けています。



石油コンビナートには、石油や高圧ガスがたくさんあります。そのため、消防法や高圧ガス保安法などの個別の法律だけでなく、石油コンビナート等災害防止法という特別な法律により各法をまとめた全体規制を行っています。

### 異常現象の通報義務

出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した時には、大きな事故に拡大しないよう、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防機関に通報しなければなりません。



異常現象の通報義務は、特定事業所の責任者の通報義務を明らかにし、迅速かつ適確な災害応急措置の実施を確保しようとするものです。通報義務者に「危険な状態になった」かどうかという判断をさせずに、現象の発生を覚知したただけで通報させることとしています。

### 防災規程

事業所が組織的に行う防災業務に関する事項について防災規程を作成し、市町村長等に届け出なければなりません。



防災規程は、特定事業所の災害の予防及び災害の拡大防止のための自主的な基準です。

### 法律による義務付け

特定事業所では、さまざまな義務付けを守ることによって、災害の発生及び拡大の防止につながっています

### 石油コンビナート等災害防止法関係

- ・特定事業者の責務
- ・特定防災施設等の設置(流出油等防止堤、消火用屋外給水施設、非常通報設備)
- ・自衛防災組織の設置(防災要員、消防自動車、防災資機材等の備え付け)
- ・防災管理者の選任
- ・防災規程の作成(自衛防災組織の防災業務に関する事項)
- ・異常現象の通報 等



### 石油コンビナートワンポイント

#### 川崎生まれの「消防技術説明者」制度

石油精製・化学工場等にあつては、複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いがあることから、特定事業所には「消防技術説明者」を定め、災害現場において消防隊への正確な情報提供ができるよう専門の説明者を配置しています。

この「消防技術説明者」制度は、昭和39年に全国に先駆けて導入された川崎市独自の保安制度で、二次災害の発生を防止し、円滑な消防活動に寄与しています。



事業所担当者のヘルメットには、「消防技術説明者」である旨を表示し、災害対応の充実を図ります。